

概要版

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

「市税等に係る事務の執行について」

令和4年3月

福井市包括外部監査人

藤井 宏澄

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査の着眼点	1
5. 監査対象年度	2
6. 監査対象所属及び監査対象税目	2
7. 監査の実施期間	2
8. 包括外部監査人の補助者	2
9. 利害関係	2
10. その他	3
第2章 監査対象の概要	4
1. 税務三課の組織	4
2. 市税の状況	5
3. 税務三課における歳出の状況	11
4. 市税の種類及び概要	11
第3章 監査の結果	16
I 監査結果のまとめ	16
II 主な意見	17
1. 課税の公平性	17
2. 課税の正確性の検証体制	28
3. 事務の効率化	33
4. 納税者の利便性向上	39
5. 情報開示	41

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

市税等に係る事務の執行について

3. 事件（テーマ）を選定した理由

福井市は、平成29年度決算において一般会計の実質収支が赤字となったことを受け、「福井市財政再建計画」を策定した。その中で、平成29年度の経常収支比率が平成19年度に比べ6.9ポイント悪化していることから、財政の硬直化が進行していることを指摘しており、収支均衡した財政構造の確立と、計画的な財政調整基金の積立を目標として、具体的な取組項目を定めている。

このうち、「歳入の確保」へ向けた取組項目の一つとして「市税収入の確保」が挙げられている。新型コロナウイルス感染症の影響もあり今後市税収入の確保は困難が予想される中、公平性を確保しながら効果的、効率的かつ経済的に市税収入の確保を計ることは重要であると考える。

以上により、市税等に係る事務の執行について検証することは、住民の福祉の向上、福井市の効果的、効率的な行財政運営に資するものと判断し、本テーマを選定した。

4. 監査の着眼点

市税等に係る事務の執行を担当する市民税課、資産税課、納税課（債権管理室含む）、いわゆる税務三課の事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、具体的な着眼点は以下の通りである。

（1）3Eの観点

・市税等の事務について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。

（2）合規性

・法令、規則、会計事務の手引き等の内規に沿って、適切に手続きが実施されているか。

（3）公平性

・市税等の事務について、公平性が確保されているか。

(4) 組織体制

- ・税務三課の組織は適切かつ効率的な体制となっているか。
- ・税務三課間の連携は適切に実施されているか。
- ・市税に関連する情報システムが適切かつ効率的に運用されているか。

5. 監査対象年度

令和2年度（必要に応じその他の年度も対象とした。）

6. 監査対象所属及び監査対象税目

(1) 監査対象所属

No	監査対象所属
I	市民税課
II	資産税課
III	納税課（債権管理室含む）

(2) 監査対象税目

No	監査対象税目	担当所属
I-1	個人市民税	市民税課
I-2	法人市民税	市民税課
I-3	軽自動車税	市民税課
I-4	市たばこ税	市民税課
I-5	入湯税	市民税課
II-1	固定資産税及び都市計画税	資産税課
II-2	国有資産等所在市町村交付金	資産税課
II-3	特別土地保有税	資産税課

7. 監査の実施期間

令和3年5月21日から令和4年3月11日まで

8. 包括外部監査人の補助者

武田 敦（公認会計士）、武田 さおり（公認会計士）、斎藤 栄慶（公認会計士）、木野 仁彦（公認会計士）、木綿 小矢佳（事務補助者）

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

10. その他

(1) 用語について

- ①指摘事項：法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見である。
- ②意見：指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見もしくは提案や所感である。
- ③3E：Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

(2) 金額について

千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 税務三課の組織

税務三課は財政部税務事務所に属しており、その組織の概要は以下の通りである。

(令和2年4月1日現在)

課	係等	人員
税務事務所長		1名
市民税課	課長、副課長、課長補佐	3名
	税制・管理係	3名
	個人住民税1係	9名
	個人住民税2係	7名
	法人・軽自係	4名
	計	26名
資産税課	課長、副課長、課長補佐	3名
	償却・管理係	7名
	土地係	12名
	家屋係	13名
	計	35名
納税課	課長、副課長、課長補佐	3名
	管理・庶務係	13名
	企画係	3名
	現年係	6名
	過年1係	7名
	過年2係	6名
	福井県地方税滞納整理機構※1	2名
	債権管理室室長	1名
	債権管理室 ※2	5名
	計	44名
合計		106名

※1：福井県地方税滞納整理機構は、県と17市町が共同して地方税の徴収体制を強化することを目的として、平成21年3月18日に設立された法令に基づかない任意の組織である。

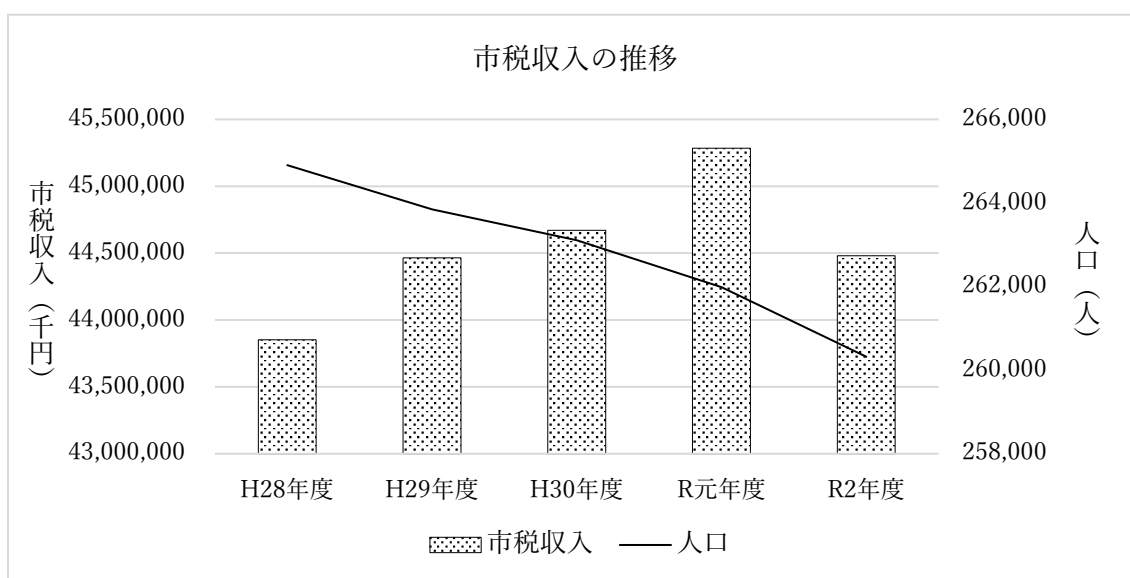
※2：うち2名は過年係を兼務

2. 市税の状況

(1) 市税の概況

平成 20 年度に 476 億円であった市税収入は平成 20 年のリーマンショック以降減少し、その後若干回復しているものの現在も平成 20 年度の水準には戻っておらず、令和 2 年度の市税収入は 444 億円となっている。最近 5 年間の市税収入の推移は以下の通りである。

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
人口 (人)	264,906	263,847	263,109	261,986	260,322
市税収入 (千円)	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240
人口当たり税収 (円)	165,538	168,526	169,779	172,851	170,866
税務職員 (人)	89	85	89	88	89
税務職員一人当たり人口 (人)	2,976	3,104	2,956	2,977	2,924
税務職員一人当たり税収 (千円)	492,719	523,118	501,916	514,596	499,778



コメント

新型コロナウイルスの感染拡大の影響があったと考えられる令和 2 年度を除き、市税収入は増加しており、市民一人当たりの税収も増加している。

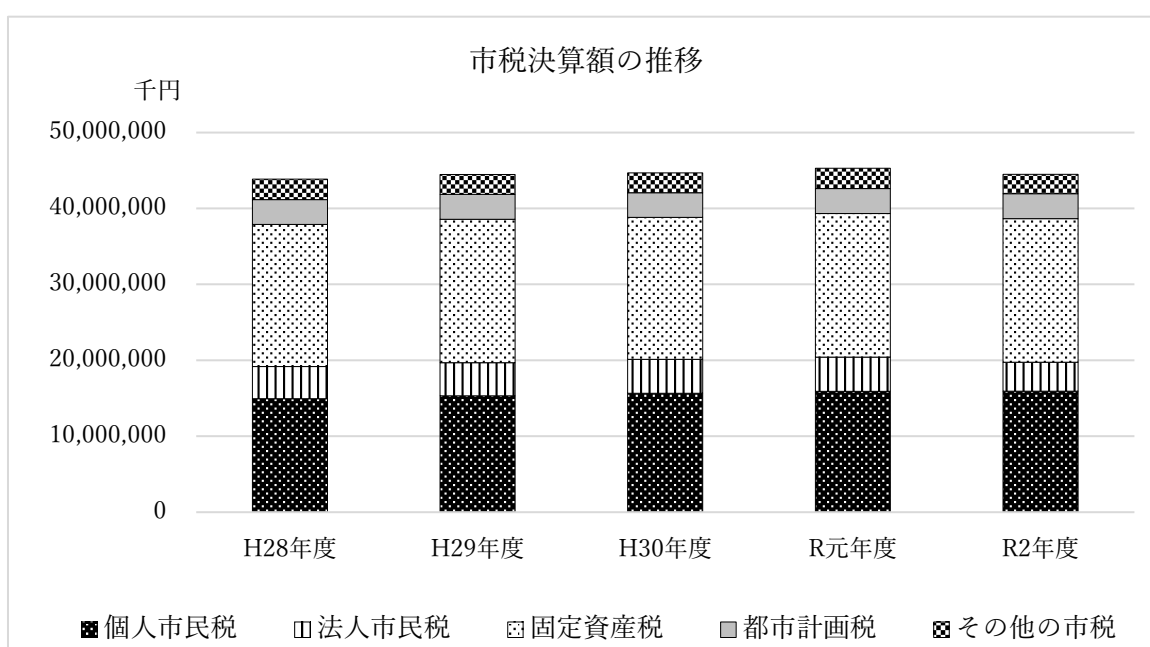
人口減少に伴い、税務職員数も減少しており、税務職員一人当たりの人口は平成 29 年度に増加しているものの、概ね 3,000 人前後で推移している。また、税務職員一人当たり税収についても概ね 500,000 千円で推移しており、大きな変動はない。

(2) 市税決算額の主な税目別推移

最近5年間の市税決算額の推移は以下の通りである。

単位：千円

種別	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
個人市民税	14,941,871	15,310,401	15,649,378	15,901,783	15,934,354
法人市民税	4,230,802	4,371,706	4,477,046	4,509,132	3,809,638
固定資産税	18,712,340	18,885,165	18,676,340	18,908,708	18,897,554
都市計画税	3,270,384	3,287,120	3,250,382	3,286,929	3,286,673
その他の市税	2,696,557	2,610,646	2,617,365	2,677,909	2,552,021
合計	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240



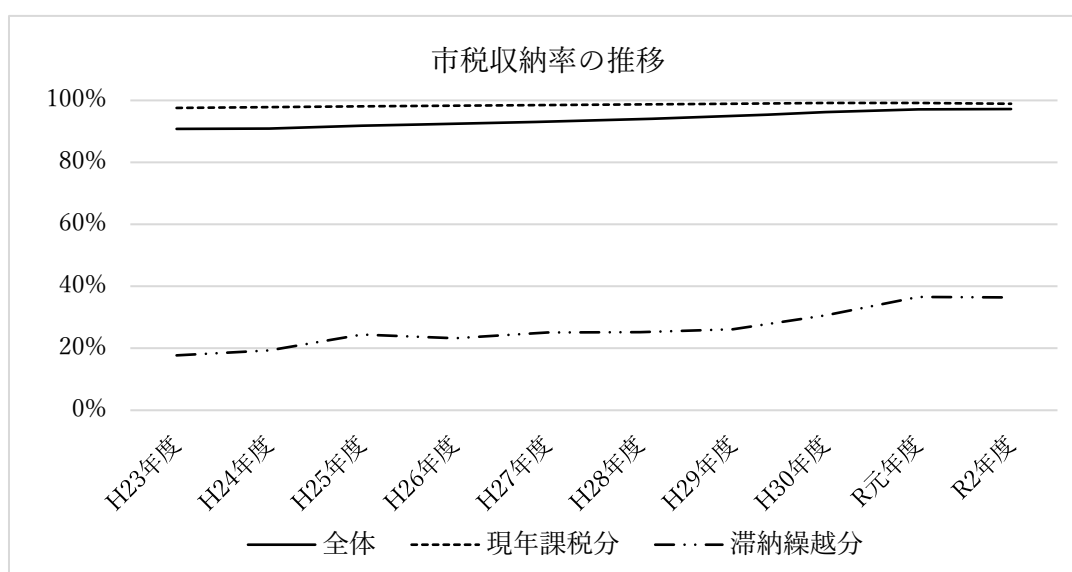
コメント

新型コロナウイルスの感染拡大や税率改正の影響により、令和2年度の法人市民税の決算額が令和元年度に比べ699,494千円(15.5%)減少していること以外は、大きな増減はない。また、個人市民税、法人市民税については令和2年度を除き増加傾向にあった。

(3) 市税収納率の推移

最近 10 年間の市税収納率の推移は以下の通りである。

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
全体	90.8%	90.9%	91.8%	92.4%	93.2%	93.9%	95.0%	96.2%	97.1%	97.2%
現年課税分	97.6%	97.8%	98.1%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%	99.2%	99.2%	98.9%
滞納繰越分	17.7%	19.3%	24.4%	23.2%	25.1%	25.2%	26.1%	30.6%	36.6%	36.4%



過去 5 年間の近隣県の中核市における市税収納率の推移は以下の通りである。

地方公共団体名	項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
金沢市	全体	95.3%	96.2%	96.8%	97.3%	96.7%
	現年課税分	99.1%	99.1%	99.3%	99.3%	98.5%
	滞納繰越分	22.3%	26.2%	30.2%	28.7%	29.1%
富山市	全体	94.3%	94.9%	95.4%	95.7%	95.4%
	現年課税分	98.9%	99.0%	99.1%	99.1%	98.5%
	滞納繰越分	18.1%	20.8%	21.6%	21.8%	21.1%
岐阜市	全体	93.1%	93.7%	94.5%	95.0%	95.2%
	現年課税分	98.4%	98.6%	98.7%	98.8%	98.7%
	滞納繰越分	23.6%	24.7%	25.3%	26.1%	24.1%
大津市	全体	95.1%	95.3%	95.6%	95.8%	95.0%
	現年課税分	98.9%	98.9%	99.0%	98.9%	98.1%
	滞納繰越分	20.1%	21.6%	22.8%	21.8%	23.9%

(出典) 金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版、大津市令和 3 年度市税概要

コメント

収納率について、個人市民税の特別徴収の推進などの取組により年々向上しており、令和2年度には新型コロナウイルスの感染拡大の影響が若干あったものの、97.2%と過去10年間で最高値であった。また、課税対象別で見ると、現年課税分が98.9%、滞納繰越分が36.4%といずれも過去最高であった令和元年度とほぼ同じ水準である。特に現年課税分はここ数年ほぼ99%に達しており、かなり高いことがわかる。また、市税全体の収納率の水準は近隣の中核市と比べても高い。

(4) 徴税費の推移

過去5年間の福井市における徴税費の推移は以下の通りである。

単位：千円

項目		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
税 収 入 額	1.市税	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240
	2.個人県民税	9,845,087	10,088,861	10,313,345	10,481,158	10,501,976
	3.合計	53,697,041	54,553,899	54,983,856	55,765,619	54,982,216
徴 税 費	4.人件費	517,937	520,453	529,795	567,810	600,117
	5.需用費	23,476	21,912	20,909	20,793	9,729
	6.報償金等	18,773	17,738	16,712	15,775	15,556
	7.その他	393,775	338,079	346,938	410,426	381,700
	8.合計	953,961	898,182	914,354	1,014,804	1,007,102
9.県民税徴収取扱費		428,887	429,533	438,921	440,297	442,034
10. (8-9)		525,074	468,649	475,433	574,507	565,068
11. 税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(8÷3)	1.8%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%
	(10÷1)	1.2%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%
徴税職員数		89人	85人	89人	88人	89人
職員一人当たりの人件費		5,820	6,123	5,953	6,452	6,743
人口		264,906人	263,847人	263,109人	261,986人	260,322人
職員一人当たりの人口		2,976人	3,104人	2,956	2,977	2,924

徴税費の中で大きな割合を占めているのは人件費である。全体に占める人件費の割合は以下の通りとなっている。

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
人件費 A	517,937	520,453	529,795	567,810	600,117
徴税費合計 B	953,961	898,182	914,354	1,014,804	1,007,102
A÷B	54.3%	57.9%	57.9%	56.0%	59.6%

コメント

税収入に対する徴税費の割合に大きな変動はないものの、令和元年度より職員一人当たりの人件費が増加しており、人件費総額も増加している。

近隣県の中核市における税収入に対する徴税費の割合の指標
税収入に対する徴税費の割合（全体）

地方公共団体名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
福井市	1.8%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%
金沢市	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
富山市	—	1.6%	1.6%	1.7%	1.6%
岐阜市	—	—	—	—	—
大津市	1.7%	1.4%	1.4%	1.6%	1.5%

（出典）金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版（岐阜市は記載がなかった）、大津市令和 3 年度市税概要

コメント

税収入に対する徴税費の割合（全体）について、福井市は富山市と同程度であるが、金沢市や大津市よりは割高となっている。

税収入に対する徴税費の割合（個人県民税に係る部分を除く）

地方公共団体名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
福井市	1.2%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%
金沢市	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
富山市	—	1.1%	1.0%	1.2%	1.0%
岐阜市	—	—	—	—	—
大津市	1.2%	0.8%	0.7%	1.1%	0.9%

（出典）金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版（岐阜市は記載がなかった）、大津市令和 3 年度市税概要

コメント

税収入に対する徴税費の割合（個人県民税に係る部分を除く）について、福井市は富山市と同程度であるが、金沢市や大津市よりは割高となっている。

（５）不納欠損の推移

過去５年間の福井市及び近隣県の中核市における不納欠損の推移は以下の通りである。

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
福井市					
調定額 A	46,720,588	46,811,582	46,425,553	46,618,718	45,769,313
不納欠損額 B	326,960	316,605	204,701	92,287	123,770
不納欠損率 B÷A	0.70%	0.68%	0.44%	0.20%	0.27%
金沢市					
調定額 A	84,339,566	83,819,071	84,782,702	85,982,505	85,057,419
不納欠損額 B	580,684	253,886	298,817	217,243	133,326
不納欠損率 B÷A	0.69%	0.30%	0.35%	0.25%	0.16%
富山市					
調定額 A	76,727,169	77,292,220	78,514,515	78,214,906	77,369,953
不納欠損額 B	330,509	164,917	172,350	251,842	179,538
不納欠損率 B÷A	0.43%	0.21%	0.22%	0.32%	0.23%
岐阜市					
調定額 A	70,978,738	70,401,963	70,391,342	70,658,897	69,892,231
不納欠損額 B	299,954	376,692	229,579	203,284	267,438
不納欠損率 B÷A	0.42%	0.54%	0.33%	0.29%	0.38%
大津市					
調定額 A	52,372,978	52,897,933	53,325,169	54,313,451	54,009,481
不納欠損額 B	135,568	139,882	155,008	98,613	73,575
不納欠損率 B÷A	0.26%	0.26%	0.29%	0.18%	0.14%

コメント

税金の徴収という特殊な業務を担当するため公平性も高い水準が求められる。高い公平性を保つためには「不納欠損率」は低く抑える必要がある。福井市における不納欠損率を近隣府県の中核市と比較すると平成 28 年度から平成 30 年度は高かったものの、令和元年度以降は他市と同程度の水準となっている。

3. 税務三課における歳出の状況

(1) 歳出の推移

単位：千円

課	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市民税課	259,506	239,207	277,131
資産税課	51,995	126,533	63,914
納税課	73,448	81,252	80,184
合計	384,950	446,994	421,229

コメント

令和元年度における資産税課での歳出の増加は委託料の増加によるものである。主な増加内容は、令和 3 年基準年度評価替えに係る標準宅地鑑定業務委託であり、3 年に一度実施すべき業務によるものである。

令和 2 年度における市民税課における歳出の増加は委託料及び償還金、利子及び割引料の増加によるものである。委託料の主な増加内容は福井市総合行政情報システム(e-Nais)・イメージ管理システムの税制改正対応のための大幅な改修である。

4. 市税の種類及び概要

(1) 現行地方税法の法定税の種類

種類	概要	税目	
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税	
標準税率	制限税率 有	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	市町村民税（法人均等割） 市町村民税（法人法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率 無	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	市町村民税（個人均等割） 市町村民税（個人所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率 有	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。	都市計画税
	制限税率 無	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他	—	入湯税	

(2) 福井市における市税の種類及び概要

税目	納税義務者	課税標準及び税率	標準税率との差異
市民税 (個人)	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所または家屋敷がある個人で、市内に住所のない人 (均等割のみ)	所得割 6% 均等割 3,500 円	無
市民税 (法人)	市内に事務所や事業所などがある法人 市内に寮、宿泊所、クラブなどがある法人(均等割のみ) 公益法人などで収益事業を行わないもの(均等割のみ)	法人税割 8.4% 均等割 第1号 60,000 円 第2号 144,000 円 第3号 156,000 円 第4号 180,000 円 第5号 192,000 円 第6号 480,000 円 第7号 492,000 円 第8号 2,100,000 円 第9号 3,600,000 円	有 制限税率が適用されている。
固定資産税 (土地・家屋)	土地・家屋の所有者	基準年度の価格又は、基準年度の価格に比 準 1.4%	無
固定資産税 (償却資産)	償却資産の所有者	賦課期日における価格 1.4%	無
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車 総排気量(又は定格出力) 0.05kl(0.6kw)以下 2,000 円 0.05kl(0.6kw)超 0.09kl(0.8kw)以下 2,000 円 0.09kl(0.8kw)超 2,400 円 ミニカー 3,700 円 軽自動車 二輪のもの 3,600 円 三輪のもの 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 貨物 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,000 円 その他のもの 5,900 円 二輪の小型自動車 6,000 円	無

税目	納税義務者	課税標準及び税率	標準税率との差異																																								
軽自動車税 (環境性能割)	新車又は中古車の取得者	<p>自動車の取得価格に以下の割合を乗じた額</p> <p>乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>軽車両(車両総重量 2.5t 以下のトラック等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	0%	0%	2020年度燃費基準+10%達成	0%	0%	2020年度燃費基準達成	0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	1%	以外の車	1%	2%	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成	0%	0%	平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%	以外の車	2%	2%	無
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車	0%	0%																																									
2020年度燃費基準+10%達成	0%	0%																																									
2020年度燃費基準達成	0%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	1%	1%																																									
以外の車	1%	2%																																									
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+20%達成	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
市たばこ税	小売販売業者に対する売渡し又は消費者等へ売渡す製造たばこの製造者・特定販売業者又は卸売販売業者	売渡し等に係る製造たばこの合計本数 1,000本当り 6,122円 (令和2年9月30日までは5,692円)	一定税率																																								
都市計画税	土地・家屋の所有者	土地および家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 0.3%	任意税率																																								
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	入湯客1人1日 100円	有 標準課税は150円																																								

上記全ての税目について包括外部監査の対象とした。なお福井市では、原則的に標準税率を適用しているが、法人市民税のみ制限税率が適用されている。なお、福井県内では高浜町を除くすべての市町において制限税率が適用されている。また、入湯税について、従前より標準税率より低い100円が適用されていたが、福井市財政再建計画での方針通り、150円に税率を上げている。なお、当初は令和2年10月1日から改正予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して6か月延長し令和3年4月1日から新税率が適用されている。

(3) 法定外税

地方公共団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

また、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないとされている。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

令和3年4月1日時点において、法定外普通税、法定外目的税として徴収されているものは次の通りである。

ア. 法定外普通税（都道府県）

税目	都道府県
石油価格調整税	沖縄県
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県
核燃料等取扱税	茨城県
核燃料物質等取扱税	青森県

イ. 法定外普通税（市区町村別）

税目	市区町村
別荘等所有税	熱海市（静岡県）
砂利採取税	山北町（神奈川県）
歴史と文化の環境税	太宰府市（福岡県）
使用済核燃料税	薩摩川内市（鹿児島県）、伊方町（愛媛県）、柏崎市（新潟県）
狭小住戸集合住宅税	豊島区（東京都）
空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府）

ウ. 法定外目的税（都道府県）

税目	都道府県
産業廃棄物税等	三重県、島根県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県
乗鞍環境保全税	岐阜県

エ. 法定外目的税（市区町村別）

税目	市区町村
遊漁税	富士河口湖町（山梨県）
環境未来税	北九州市（福岡県）
使用済核燃料税	柏崎市（新潟県）、玄海町（佐賀県）
環境協力税等	伊是名村（沖縄県）、伊平屋村（沖縄県）、渡嘉敷村（沖縄県）、座間味村（沖縄県）
開発事業等緑化負担税	箕面市（大阪府）
宿泊税	京都市（京都府）、金沢市（石川県）、倶知安町（北海道）、福岡市（福岡県）、北九州市（福岡県）

法定外税について、福井市においても、過去に検討されたことはあるものの、現状導入はされていない。

第3章 監査の結果

I 監査結果のまとめ

令和3年度福井市包括外部監査の結果報告書（以下「報告書」）における指摘及び意見の数は以下の通りである。

単位：件

No	監査項目	指摘	意見
I	市民税課	－	2
I－1	個人市民税	－	5
I－2	法人市民税	－	7
I－3	軽自動車税	－	－
I－4	市たばこ税	－	1
I－5	入湯税	－	1
市民税課合計		－	16
II	資産税課	－	1
II－1	固定資産税及び都市計画税	－	18
II－2	国有資産等所在市町村交付金	－	－
II－3	特別土地保有税	－	－
資産税課合計		－	19
III	納税課	－	16
納税課合計		－	16
合計		－	51

II 主な意見

本報告書概要版においては、報告書から主要な意見を抜粋、集約して記載している。項目に付されているページ数は報告書における記載ページを示しており、意見欄に記載されている番号は報告書に記載されている意見に付されている番号と同じである。

1. 課税の公平性

(1) 個人市民税における未申告者調査 (P27)

未申告と考えられる一定の条件に該当する者に対し、システム上、未申告フラグが立つので、市民税課個人住民税係の担当者は、そのリストをもとに再度未申告に該当するか目視で確認し、未申告者通知発送リストを作成している。

未申告者通知発送リストに基づき、未申告である旨の葉書を対象者に発送し、未申告者からの対応を待つこととしており、それ以上の追加的対応は行っていない。

福井市における未申告者の推移は以下の通りである。

未申告者数の推移

単位：人

区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度
単年における未申告	981	1,062	1,073
過去 5 年度継続して未申告	213	215	213

【意見】 個 2

福井市においては、未申告者への対応として未申告である旨の葉書を対象者に 1 回送付し、未申告者からの対応を待つこととしている。未申告者数の推移をみると、過去 3 年間における未申告者数は微増しており、未申告者へ 1 回の葉書送付により申告を促し、対応を待つのみでは不十分であると考えられる。この点、令和 3 年度においては、葉書の送付を年 1 回ではなく、追加でもう 1 回行った結果、未申告者からの応答が増え、申告実施対応となった結果、約 100 万円の市税収入増につながった。このように申告の催促通知を 1 回増やすことで、未申告者からの対応が異なる結果となった。

今後も継続的に同様の対応を行うべきであり、令和 2 年度以前においても追加的対応を行うべきであったというのが監査人の意見である。

なお、過去 5 年継続して未申告である者はほぼ同じ人数での推移となっており、同じ者が未申告の状態となっていると予想される。上記催促通知のみならず、対応を行わない未申告者に対しては、電話調査や訪問調査などの追加的対応を検討すべきである。

(2) 法人市民税における未申告調査 (P50)

福井市では、特に確定申告の未申告法人に関し、福井県税事務所の調査リストに合わせて福井市の把握する法人情報を提供する等、福井県税事務所との連携を行った上で調査を実施している。共同して業務を行うことは、申告漏れの把握や法人情報の共有など課税徴収において双方にとってメリットがある。実際に、福井県税事務所の調査リストを閲覧し、申告の督促等の対応を行っているが、福井市はどの法人に対してどのような対応を実施したかの記録を残していなかった。

【意見】法6

福井市では、未申告と認められる法人に対しての追加的対応の記録を残していない。どの法人に対してどの対応を行ったか記録を残していない場合、督促先の網羅性が担保されず、督促すべき法人に対応が行われない、または反対に、既に督促を行った法人に対して再度督促を行う等のリスクがある。福井県税事務所との共同作業の効果を発揮しつつ、福井市においても調査や督促履歴を残す等の然るべき対応を行うことで、その有効性を維持する必要がある。

(3) 固定資産税における航空写真を利用した現況調査について (P90)

福井市では、有力な補完的手段として航空写真を活用している。具体的には、家屋等の異動状況を把握することを目的として、航空写真による経年異動判読を行っている。これは、2時点の航空写真を比較し、家屋の新築、増築、滅失等の変化を検出することで、現況に基づいた適切な課税を行うためのものである。

当該業務に係る歳出は次のとおりである。

単位：千円

業務	H30 年度	R 元年度	R2 年度
航空写真地図データ整備業務	20,304	—	19,292
家屋経年異動判読等業務	1,452	1,452	1,408

上表の航空写真地図データ整備業務は、航空写真の撮影等を行う業務である。当該業務の結果は、資産税課以外にも、道路管理、上下水道管理、消防管制などの業務や全庁で活用する統合型 GIS (地理情報システム) で利用されている。当該業務は複数の所属にまたがって利用されることもあり、都市戦略部情報統計課の予算により執行されている。当該業務について、平成 30 年度までは、「福井市単独の業務」として「毎年」実施していたが、令和元年度以降は、「福井県嶺北の連携中枢都市圏における共同事業」として、固定資産評価替え年度の前年に「3 年毎」実施されている。

家屋経年異動判読等業務においては、市内を 5 地域に区分し、1 年に 1 地域を対象として家屋の異動有無の確認作業を行っている。委託先の事業者においては、作業者が目視で 2 時

点の航空写真を比較し変化を検出する方法により行っている。令和 2 年度の作業の結果は次のとおりである。

作業内容	件数
図形処理件数（変化のあった家屋数）	1,776 件
未評価家屋処理数	22 件
未評価家屋評価額	19,112 千円

【意見】 固 9

土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、市側が課税対象の特定、評価、税額計算の責任を負っている。そのため、市が固定資産の現況をいかに正確に把握するかが重要となる。特に家屋については、登記情報や所有者からの申告等のみでは網羅的に情報を得ることが困難な状況である。地方税法第 408 条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。」と規定しているが、福井市内の 56 万筆以上の土地、15 万棟以上の家屋を毎年実地調査することは、現実的には不可能である。同規定は、訓示規定と解釈されることが一般的であり、多くの自治体では全件の実地調査は行わず、他の補完的な手段を組み合わせることにより、適正な課税を行う努力をしている。福井市では、有力な補完的手段として航空写真を活用している。

しかし、毎年の実地調査に対する代替手段として航空写真を活用するのであれば、3 年ごとの撮影実施、また、毎年 5 分の 1 の地域ごとの異動判読のみでは、毎年の固定資産の状況確認の手段としては不十分である。数年にわたり、固定資産の状況に変化があっても認識できず、現況に基づかない課税が行われることとなり得る。可能な限り、毎年の実地調査や航空写真、その異動判読により、最新の状況を把握し、それに基づき適正な課税が行われるよう努めることが適当であり、航空写真地図データ整備業務は毎年の実施が必須であると考えます。

また、過年度に遡及して税額の更正を行おうとする場合には、過去の現況情報が重要な課税根拠となる場合もあり、その観点からも、毎年の現況情報を保持しておくことが必要である。

なお、実地調査の補完手段として航空写真の活用を進めるに当たっては、次のような検討も必要である。

- ・福井県では、「県民衛星プロジェクト」を推進しており、県民衛星「すいせん」を打ち上げ、衛星データの利活用を進めている。資産税課の検討では、航空写真と衛星データでは解像度、色調などの違いがあり、現状では業務での活用は難しいと判断したとのことであった。今後の画像技術等の改良を注視し、県等とも協議しつつ、衛星データの利活用可能性を引き続き検討すること。

・総務省は令和2年度に固定資産税における航空写真 AI 解析クラウド実証事業を行っており、また、さいたま市では令和元年より AI による異動判読の導入を行っているとのことある。福井市でも、こうした先進的な技術の導入可能性を検討すること。

(4) 固定資産税における償却資産申告書の送付先について (P92)

① 法人

償却資産申告書の送付先(法人)のリストと法人市民税の納税義務者のリストを照合し、申告書の送付先となっていない法人について、その内容の確認を行った。

償却資産申告書の送付先となっていない事業者数は次の通りであった。

法人種別	法人所得税の課税状況	事業者数(社)
普通法人	法人税割あり	470
	均等割のみ	682
公益法人等	法人税割あり	149
	均等割のみ	158
	法人所得税減免	396

この内容について担当者に確認したところ、償却資産申告書の送付対象とする法人は、市民税課より法人の新設等の異動情報を受けて追加又は削除を行っているが、過去には市民税課との連携が十分でない時期もあり、送付先に漏れが生じている可能性があるとのことであった。

なお、この内、償却資産申告書を提出している事業者は190社程度あった。

【意見】 固 10

償却資産申告書の送付を受けることでその申告の必要性を認識する納税者は多いと考えられる。償却資産を所有しない者や、免税点未満の償却資産しか所有しない者も多く存在するが、事業活動等を行う者を対象に広く償却資産申告の案内として申告書を送付することは本来必要であるというのが監査人の考えである。申告書の送付先から漏れている法人を把握し、送付先として登録する必要がある。

また、定期的に市民税課の事業者情報と照合し、送付先リストに漏れないか確認をしていくことが必要である。

② 個人事業主

個人事業主に対する償却資産申告書の送付先について、福井市は、過去に償却資産申告書の提出があった先などを送付先のリストに登録し、毎年の送付先としている。個人事業主については免税点未満となる者が多く、効率性の観点から網羅的に個人事業主を把握し送付先とするような対応は行っていないとのことである。なお、送付先としていない事業者であ

っても、業種別等に未申告の調査を行い、追加で課税対象とすべき者の確認を行っている。

【意見】 固 11

個人事業主であっても、多額の償却資産を所有している場合もある。現状の対応は受け身の対応となっており、より積極的に課税対象を識別する努力が必要と考える。

例えば、次のような対応が考えられる。

- ・ 市民税課より事業等の所得の情報を得て、所得が一定額以上ある事業者で未申告の者、特に所得額が多い者への案内を徹底する。
- ・ 税務署から申告書の償却資産に関する情報の提供を受け、課税対象となる可能性のある者を識別する。
- ・ 市や県が許認可等を行う事業を把握し、許認可情報等を定期的に入手し、課税対象となる可能性のある者を識別する（病院、美容室、クリーニング等）。
- ・ 市民税課、税務署、商工会議所、商工会等から新たに開業した個人事業主の情報を得て、償却資産の申告についてのお知らせ又は簡易のアンケートを送付する。
- ・ 商工会議所、商工会、青色申告会等で案内の配布を行う。

(5) 固定資産税（償却資産）における国税資料による調査（P94）

福井市では、主に福井税務署の協力を得て、法人税や所得税の申告書等の閲覧を行っている。毎年、特定の業種を選定するなど調査対象を絞り、100件程度の調査を行っているとのことである。資料を準備する税務署の負担等も考慮し、限定的に調査を行っているとのことである。

【意見】 固 13

税務署で閲覧可能な資料には貸借対照表や償却資産の明細等があり、当該資料は課税対象資産の状況を把握する上で、極めて効率的かつ有効な資料である。現状では、相当に対象を絞り込んだ上で、当該資料による調査を行っているが、調査対象を拡大することが望ましい。他の自治体では、税務署より数千社の法人に関する情報の提供を受け調査を行っている例もある。

また、福井市では、資産税課が指定した事業者の申告書等を紙面で閲覧するという形でのみ協力を得ているが、より踏み込んだ協力を得られるか協議すべきである。例えば、税務署が保有する申告書データに含まれる償却資産の額をリストにしたデータの提供を受けられれば、償却資産申告書との比較、分析も可能となり、より広範囲かつ効果的に調査対象を絞り込むことも可能となる。

同じ税務行政の担い手として、双方が適正かつ公平な課税を実現できるよう、強力な協力関係を築くことを期待したい。

(6) 固定資産税（償却資産）における調査対象の選定方法への提言（P95）

償却資産に関する固定資産税は、事業等の所得に対する損金又は経費となるものについて課される。事業内容等によっても異なるが、事業の活動量に応じて償却資産の使用量も増加することが一般的である。

【意見】 固 14

次のような観点で事業者を抽出し、償却資産に関する未申告又は過少申告の調査対象とすることが効果的と考える。

- ・ 事業等の所得が一定以上あり、償却資産の申告がない者（個人及び法人）
- ・ 事業等の所得に比して償却資産の申告が少額である者（個人及び法人）

事業等の所得については、個人市民税又は法人市民税の課税情報から把握可能である。

なお、償却資産を保有していても免税点未満である場合も多い。過去の実績から、事業等所得と償却資産の課税標準額の関係进行分析し、免税点以上となる割合の高い所得水準を把握し、それを調査対象とすることも考えられる。業種別の傾向があれば、それを考慮した分析を行うことができれば、更に有効と考える。

(7) 固定資産税における過年度の更正処理 (P95)

固定資産税の税額が決定した後に税額の修正を行う必要が生じた場合には、更正の処理が行われる。

令和2年度に行われた更正の概要は次のとおりである。

種類	増減区分	現年分 (R2 年度分)		過年度分	
		件数 ※1	課税標準額の修正額 (千円)	件数 ※1	課税標準額の修正額 (千円)
土地	減額	63 件	△47,736	113 件	△82,105
	増額	19 件	18,035	10 件	8,363
家屋 ※2	減額	64 件	△163,703	29 件	△27,892
	増額	76 件	659,033	4 件	64,307
償却資産 ※3	減額	21 件	△621,221	10 件	△73,342
	増額	46 件	1,432,958	4 件	18,162

※1：件数は、土地は筆数、家屋は棟数、償却資産は納税義務者数を記載している。また、同一の資産に対して複数年の更正があった場合、各年分を別件として集計している。

※2：家屋の過年度分の増額は、評価作業に時間を要し課税が保留となっていた資産についてその評価が確定したことにより過年度分の課税が発生したもの及び使用者錯誤による納税義務者の変更によるものである。

※3：償却資産に係る更正の大多数は、決算確定後に申告が行われる期限後申告、または、納税者が申告誤りに気づき自主的に行う修正申告によるものである。

過年度からの課税誤り等が把握された場合、福井市の方針として、課税が過大であった場合には、更正の限度である5年まで遡って減額の更正を行い、必要であれば20年まで遡って返還を行っている。一方で、課税が過小であった場合には、現年分については増額の更正処理を行うこととなるが、過年度分については原則として増額の更正をしない運用としている。

土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、対象資産の特定から課税標準額の決定、税額の算定まで福井市が行う仕組みとなっている。課税誤りは福井市の事務処理の問題であり、過去に遡って税額を増額修正することは納税者の理解を得ることが難しいと考え、上記のような方針としているとのことである。

【意見】 固 15

課税誤りにも様々な要因があり、資産評価の計算を誤ってしまった場合のように、明らかに福井市の事務処理の問題と言える場合もある。一方で、次のように、納税者にも責任があると考えられる場合もある。

・家屋を新築したが未登記であり、また、福井市への申告を怠ったため課税漏れとなっ

た。

- ・償却資産の申告をせず、課税漏れとなった。
- ・住宅用地の軽減措置が適用されていた土地について、住宅用地ではなくなったにもかかわらず福井市への申告をしなかったため、不当に軽減措置が適用され続けた。
- ・非課税とされていた資産について、用途変更等により非課税の要件から外れたにもかかわらず、その申告を怠ったため課税漏れとなった。

福井市では、実地調査を多数実施し、航空写真を活用するなど、課税誤りが生じないように努めているが、納税者からの申告に頼らずに適正な課税を行うことには限界がある。上記のような場合はすべてが福井市の責任であるとは言い難い。納税者が申告の義務を果たさず課税を免れたものまで更正しないとすれば、「申告しない者勝ち」となってしまい、課税の公平性の観点から非常に問題である。納税者にも責任があるような場合には、遡って増額更正すべきであるというのが監査人の意見である。なお、他の自治体においては、遡って増額更正を行うこととしている例は少なくない。

福井市が納税者の不申告等を主張する場合には、その申告の制度が適切に運用されている必要がある。申告が必要であることを十分に周知し、適切に運用することが重要である。また、当該資産に関する過去の経緯を正確に把握するため、日常業務における資産の評価や課税処理上の判断、納税者とのやり取りなどを記録しておくことや、各年の資産状況を可能な限り確認できるよう、航空写真の記録を保持しておくことが必要と考える。

(8) 固定資産税における推計課税の実施 (P97)

償却資産に関する固定資産税は、所有者からの申告に基づき課税対象資産を特定し、それに対して課税することが原則である。所有者の申告漏れがあり、または明らかな申告誤りがある場合にも、原則としては、所有者から期限後申告又は修正申告を行ってもらい、それに基づき課税することとなる。しかし、期限後申告又は修正申告等に応じてもらえない場合も想定される。この場合、福井市が国税資料等を基に課税標準額を推計し、それを基に課税処理を行う方法（推計課税）があるが、福井市では現状、推計課税を実施していない。

【意見】 固 16

地方税法には推計課税を可能とする規定は存在しないが、推計課税を行う方針としている自治体は多数ある。地方税における推計課税も許容され得るとする判例もある。申告漏れ又は過少ということが明らかであるにもかかわらず課税処理しないことは、課税の公平性の観点から問題があるというのが監査人の意見である。悪質なケースには推計課税を実施すべきと考える。また、福井市市税賦課徴収条例第 61 条では、償却資産の不申告に対し過料を科すとしており、併せて適用を検討すべきである。

なお、推計課税を実施する方針とする場合には、「償却資産申告の手引き」や市のホームページ等でその方針を明確にすることが必要であると考えられる。

(9) 固定資産税における課税保留資産への対応 (P98)

福井市では、固定資産税が課されている固定資産について、納税義務者の死亡又は消滅等により現在の所有者が確認できない場合に、その課税を保留する手続きを行っている（課税保留）。次のような場合に課税保留となり得る。

- ・登記簿又は課税台帳上の所有者（個人）が死亡し、法定相続人がいない、又は相続人全員が相続放棄した場合（相続財産管理人が選任されている場合は除く）
- ・登記簿又は課税台帳上の所有者（法人）について、代表権を持つ者が不在又は死亡している場合

課税保留となっている資産の概要は次のとおりである。

種別	納税義務者数	資産数	面積	評価額
土地	54人	636筆	258千㎡	261百万円
家屋	103人	190棟	28千㎡	366百万円

全国的に所有者不明土地が増加する中、令和2年度より、所有者不明の固定資産について、使用者を所有者とみなして課税することができる制度が導入された。これを受けて福井市では、課税保留となっている固定資産の現況の調査を行い、使用者課税の可否の検討を進めている。令和3年度に家屋のある資産を中心に調査を行ったところ、相続人全員の相続放棄があった資産にもかかわらず、現況で使用者がいるような物件も発見されたため、使用者課税の手続きを進めているとのことであった。

監査人が課税保留となっている固定資産の一部について現地確認したところ、家屋のない土地についても使用者があると思われるものが発見された。

種別	現況地目	現況地積	評価額	現地確認の結果
土地	宅地	74㎡	3,147千円	商業施設の駐車場の一部として利用されている。

【意見】 固 18

家屋のない土地についても使用者がいる可能性があり、使用されている可能性の高いものから順次、使用者の有無を調査することが必要である。また、今回の福井市の調査では使用者が確認できなかった資産についても、今後、使用する者が生じる可能性はある。定期的に調査を行うなど、方針を決めて継続的に使用者の有無を検討することが適当である。

なお、使用者がなく、管理されていない固定資産については、管理不全による周辺地域への悪影響といった問題や、土地の有効活用の観点での問題につながる。これらの問題の担当部課と積極的に連携し、福井市全体で対応を行っていくことが望まれる。

(10) 納税組合 (P131)

納税組合とは「福井市納税奨励条例」に基づき設立された任意の団体であり、多くは市内の一定の地域（自治会等）によって構成されている。福井市では納税組合を活用し、納税を組合の代表者が取りまとめることで、期限内の納付を目指してきた。令和2年度末現在、福井市において納税組合は370団体あり、期限内納付に対する報奨として納税奨励金を合計で約15百万円支給している。

納税組合に関する各種指標は以下の通りである。

単位：千円

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
組合数	397団体	388団体	384団体	379団体	370団体
組合員数	18,098人	17,209人	16,672人	15,974人	15,121人
納税奨励金交付額	18,742	17,622	16,364	15,276	15,090
納税組合調定額	4,103,081	3,932,149	3,653,772	3,509,401	3,304,576

注：納税組合調定額とは、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の合計額となっている。

コメント

納税組合数、組合員数はいずれも過去5年間減少傾向となっている。また、直近5年間における新規設立組合はない。納税組合数、組合員数の減少に比例して、納税組合を通じた各種税目の納税組合調定額についても減少している。

納税組合の収納率の推移

収納率	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
納税組合	97.1%	97.2%	97.4%	97.6%	97.8%
全体（現年課税分）	98.7%	98.9%	99.2%	99.2%	98.9%

コメント

納税組合の収納率は、97%前後となっており、福井市全体の現年課税分の収納率と比較して高い水準にあるとは言えない。

【意見】納5

納税組合について、納付手段や納付窓口が十分でなく、町内会等の自治会の影響力が大きい時代には、その役割を十分果たしていたと考えられる。しかし、納付手段の多様化が進んだことで、納付手段の補完機能としての納税組合の役割は相対的に低くなっている。また、自治会における人間関係の在り方の変化による影響から、組合数、組合員数ともに

減少し続けており、過去 5 年間新たな組合の設立がないなど、その存在意義があらためて問われている状況にある。

収納率に関して、福井市の努力もあり福井市全体の現年課税分の収納率が上昇していることもあり、納税組合の収納率が特段高いと言える状況にないため、納税思想の啓発及び普及の事業としてすでに十分に機能した状況であると言える。

これまで、地域のコミュニティとして存在しており、収納率向上の一翼を担ってきたことは評価できるが、自治会における人間関係の在り方が変化し、個人情報保護の重要性が高まっている現状において、地域コミュニティとしての役割も過去ほどは十分に機能しなくなってきている。

納税組合について、以下の点で問題があると考える。

直接個人ではないにしても、納税組合に対して奨励金が支給されており、他の納税者や納税方法と比較した場合に公平性を欠いている。

前納報奨金はすでに廃止されており、金銭的インセンティブによる納税の促進は現在の社会環境に適していない。

よって、納税組合制度については廃止を検討すべきであるというのが監査人の意見である。

なお、当該制度は地域活性化等のために必要ということであれば、他の所管課（例えば、未来づくり推進局まち未来創造課など）において、地域活性化に資するような事業を実施することにより対応すべきであると考える。

2. 課税の正確性の検証体制

(1) 法人市民税の非課税制度 (P44)

法人市民税の納税義務者と納める税金

納税義務のある法人	納める税金	
	法人税割	均等割
福井市内に事務所や事業所などがある法人	○	○
福井市内に寮、宿泊所、クラブなどがある法人	—	○
公益法人などで収益事業を行わないもの	—	○

【意見】法2

非課税法人とされている公益法人であっても収益事業を開始すれば課税の対象となる。公益法人のうち社会福祉法人については、市内の法人の多くは福井市が所轄庁となっている。社会福祉法人の担当部署は、指導監査等を通じて当該事業者の事業内容に関する情報を有している。市民税課は、現況判断の参考とするために、当該担当部署から情報の提供を受けることが有用と考える。

また、独立行政法人福祉医療機構が運用する WAM NET（福祉等に関する総合情報サイト）には、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の機能があり、法人が行う事業等の検索が可能となっている。これを活用し、社会福祉事業以外の事業の実施状況を把握することも可能であり、課税状況の判定の参考となると考える。

(2) 法人市民税の均等割額の算出基礎となる従業員数 (P50)

システムから出力した令和2年度の法人市民税調定額のデータを閲覧すると、全14,364件のデータの内、均等割額の算出基礎となる従業員数が45人～50人として申告している法人数は139件存在した。その内、過去3年間に渡って従業員数の変動がない法人が18件存在した。

【意見】法5

法人市民税の均等割額については、50人を境に大きく税額が変わることとなり、従業員数の適切な申告は非常に重要であると認められる。令和2年度の法人市民税調定データを閲覧すると、均等割額が変更となる可能性のある45人～50人として申告している法人数は139件、その内、過去3年間に渡って従業員数の変動がない法人が18件存在している。当然、法人を運営していれば、従業員の採用や退職等により増減し、または従業員数が変わらないということも考えられるが、過去3年に渡って従業員数の変動がない、特に均等割額の境となる50人で変動がない法人については、何かしらの調査や対応が必要であるというのが監査人の意見である。

例えば、基準時点は異なるが、確定申告書と提出された給与支払報告書との人員数の整合性の確認や、実際に電話調査や必要であれば訪問調査を行い、従業員数の実態を直接確

認することが考えられる。

(3) 市たばこ税申告書の課税標準数量の検証 (P66)

福井市においては、税制・管理系の担当者が、卸売販売業者等から提出された申告書上の課税標準数量に基づき、納税額が正しく計算されているかについて毎月検証を行っているが、課税標準数量(売渡し製造たばこの銘柄別本数)の正確性については検証を行っていない。

【意見】た1

課税標準数量(売渡し製造たばこの銘柄別本数)の正確性について検証を行うべきである。検証方法として、提出された申告書の中から、任意で、卸売販売業者等を抽出し、課税標準数量となる売渡し製造たばこの銘柄別本数の根拠資料を閲覧し、申告書に記載の本数と照合する調査を実施することが考えられる。このような調査を実施することで、市たばこ税に対する課税の公平性に関しての検証を行うことになると共に、虚偽の申告に対する牽制になるというのが監査人の意見である。

(4) 入湯税納入申告書の課税標準の検証 (P68)

鉱泉浴場から提出された入湯税納入申告書の課税標準・納税額計算の正確性について、福井市が行っている検証方法を確認した。その結果、福井市においては、税制管理系の担当者が、鉱泉浴場より提出された入湯税納入申告書上の課税標準に基づき、納税額が正しく計算されているかについて毎月検証を行っていることが確認できたが、課税標準(入湯客の人数)の正確性については検証を行っていなかった。

【意見】湯1

課税標準(入湯客の人数)の正確性について検証を行うべきである。検証方法としては、提出された入湯税納入申告書の中から、任意で、鉱泉浴場を抽出し、課税標準となる入湯客の人数の根拠資料を閲覧し、申告書に記載の人数と照合する調査を実施することが考えられる。このような調査を実施することで、課税の公平性に関しての検証を行うことになると共に、虚偽の申告に対する牽制になるというのが監査人の意見である。

(5) 固定資産税における非課税対象資産の定期的な確認 (P83)

用途非課税となる可能性のある法人で代表的な形態の法人(社会福祉法人、学校法人、宗教法人、公益財団法人、公益社団法人)の土地課税台帳、家屋課税台帳及び償却資産課税台帳データを入手し、課税又は非課税の判断が適切であるかを検討した。また、各台帳の照合を行い、同一法人又は同一地番において、課税又は非課税の判断が整合しているかの検討を行った。

① 土地及び家屋についての照合の結果、次のものが検出された。

所有者	資産	課税状況	現況
公益財団法人 A	家屋	非課税	家屋の一部を有料スポーツジムとして使用している。
社会福祉法人 B	家屋	非課税	家屋を第三者に賃貸している可能性がある。

公益財団法人について、固定資産税が非課税となるのは、社会福祉事業、幼稚園、図書館、博物館、医療関係者の養成所、就学援助のための寄宿舍又は学術研究用等に使用されるものに限られる。また、公民館等の公益のために使用される資産については全額の減免が適用されるが、有料で使用する施設については減免の対象とならない。

社会福祉法人については、社会福祉事業に使用されるもの等が固定資産税の非課税対象となる。その他の事業に使用する場合や第三者に賃貸している場合等には課税対象となる。そのため、非課税か否かの判定にあたっては、社会福祉法人が社会福祉事業以外の事業を実施しているかについて正確に把握することが重要となる。

【意見】 固 1

上記の家屋について、課税対象とすべき資産である可能性があり、調査が必要と考える。

また、一度、非課税と判定した土地、家屋又は償却資産であっても、その後に使用状況が変更となっている場合もあり、非課税であることが適切であるか、定期的に確認をすることが必要であると考え。

なお、土地と家屋は、それぞれの担当係が、別の課税台帳により管理している。同一地番の土地及び家屋を併せて非課税処理又は課税処理する場合にも、それぞれの担当者が、別途に登録処理を行うこととなる。それぞれの台帳における非課税又は課税処理の整合性を確認するため、定期的に両者を照合することも有効であると考え。

【意見】 固 2

社会福祉法人については、市内の法人の多くは福井市が所轄庁となっており、また、それ以外の市内の事業者についても福井市が指定等を行っている。当該担当部署は、それら事業者の事業内容に関する情報を有している。資産税課は、現況判断の参考とするために、当該担当部署から情報の提供を受けることが有用と考える。

また、独立行政法人福祉医療機構が運用する WAM NET（福祉等に関する総合情報サイト）には、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の機能があり、法人が行う事業等の検索が可能となっている。これを活用し、社会福祉事業以外の事業の実施状況を把握することも可能であり、課税状況の判定の参考となると考える。

家屋及び償却資産について、法人単位での課税状況の比較結果は次のとおりである。

法人種別	償却資産課税あり	家屋課税あり
社会福祉法人	3社	16社
学校法人	1社	4社
宗教法人	2社	23社
公益財団法人	12社	5社
公益社団法人	9社	4社

上表のとおり、同一の法人において、家屋は課税対象となっているが、償却資産は課税対象となっていない場合が多く検出された。

なお、公益財団法人と公益社団法人については、家屋課税ありの法人より償却資産課税ありの法人の数が多くなっているが、自社の家屋を持たず事務所を賃借している法人で、償却資産のみ課税対象となっている、という場合が多くあったためである。

【意見】 固3

家屋が課税されているということは、その家屋で使用されている償却資産についても同様に課税対象となる可能性が高い。償却資産がない場合や、免税点未満であることも考えられるが、その確認は必要である。

これらの法人形態は非課税となることも多いため、現状では償却資産申告書の送付対象としていない法人が多くある。申告書が送付されなければ、法人側も申告が必要であることを認識せず、申告の機会を逃している可能性がある。家屋係・土地係、市民税課、これらの法人の所轄庁と情報連携し、課税対象資産を所有している可能性のある法人を申告書の送付先から漏らさないようにする必要がある。また、所轄庁やこれらの法人が加盟する団体などを通して、課税対象資産及び非課税対象資産の理解、申告等の必要な手続きを周知することも重要と考える。

(6) 固定資産税における土地と家屋の課税台帳登録の整合性について (P89)

市内の10地域の土地課税台帳データ及び家屋課税台帳データを入手し、同一地番について、住宅用地の軽減適用状況と家屋課税台帳の現況用途の情報を照合し、両台帳の現況登録の整合性を確認した。土地について住宅用地の軽減が適用される場合には、対応する家屋は住宅（専用住宅又は併用住宅）であることが通常であり、また、逆に、家屋が専用住宅である場合には、対応する土地に住宅用地の軽減が適用されていることが通常であるという認識の下、土地と家屋の登録が不整合となっているものを抽出し、不適切な処理の有無を確認するものである。

現況登録が不整合であったもののうち、一部について内容の検討を行った。その結果は次のとおりである。

案件	課税台帳上の現況	地積	住宅用地軽減	状況
A	土地：宅地 家屋：工場	357 m ²	一部に適用あり	以前に工場（併用住宅）があったが現在は滅失。家屋の滅失漏れ、住宅用地軽減の取消漏れ。
B	土地：宅地 家屋：事務所	447 m ²	一部に適用あり	以前、同敷地に住宅家屋もあったが滅失。家屋は滅失処理済みだが、住宅用地軽減は取消漏れの可能性。
C	土地：宅地 家屋：店舗	386 m ²	一部に適用あり	新築登録時に家屋の一部を住宅利用と判定。外観はオフィスビルであり現状の住宅利用の有無は不明。

【意見】 固 8

土地と家屋の台帳登録の整合性について、誤りの可能性があるものについては、内容の再検討を行い、必要な処理を行う必要がある。

土地課税台帳と家屋課税台帳は別の台帳であり、登録処理もそれぞれの担当係が行う。担当係間で情報は共有しているが、人的処理のため、完全に整合する仕組みとはなっていない。両台帳は不整合が生じるリスクがあるという前提で、定期的に両者を照合し、不整合がないか確かめることが必要である。

なお、上表の案件 C のように、現況用途が課税台帳と異なっている可能性があるものもある。課税台帳登録時の実地調査により用途を判定した後、所有者の変更や所有者からの申告がない限り、用途変更をすべて把握することは難しい。台帳の照合などにより、住宅用地等の判定に変更がある可能性が高いものを識別した場合には、所有者への電話確認など簡易的な方法も含めて、調査の実施が必要である。

3. 事務の効率化

(1) 個人市民税における特別徴収の推進 (P36)

個人市民税の納税方法は「普通徴収」、「給与所得に係る特別徴収」、「公的年金等所得に係る特別徴収」の三通りがある。福井市における特別徴収の推移は以下の通りである。

納税義務者数と特別徴収割合

単位：人

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税義務者数	138,090	138,833	139,348
特別徴収対象者数 (年金特徴含む)	111,337	113,798	115,406
特別徴収割合	80.6%	82.0%	82.8%
普通徴収対象者	26,753	25,035	23,942

【意見】個 4

福井市では特別徴収割合は80%を超えているが、平成30年度以降、増加率は微増となっている。納税義務者数の中には普通徴収が行われている人数が令和2年度においても23,942人おり、この中の全てが総従業員数2人以下の事業者とは考え難い。特別徴収義務者に該当するにもかかわらず、普通徴収している先が含まれていることが考えられる。特別徴収割合を増加させ、個人市民税の未徴収割合を改善させるためには、特別徴収義務者に該当するにもかかわらず普通徴収を行っている事業者を、給与支払報告書等で特定し、特別徴収手続の実施を事業者へ直接依頼する等の働きかけが今以上に必要であるというのが監査人の意見である。

(2) 固定資産税の税務システムにおける電子データ取込み対応 (P97)

① 登記済通知書データへの対応

資産税課では土地及び家屋の異動状況の把握のため、法務局より登記済通知書を受領し、課税台帳への登録処理等を行っている。従来、登記済通知書は紙面により受領していたが、令和3年度より紙に併せて電子データも受領することになった。しかし、福井市の税務システムである e-Nais では、登記済通知書データをそのまま取り込むことができず、現状では従来同様、手入力により情報の台帳登録を行っている。

② 償却資産申告書データへの対応

償却資産申告書の提出は書面提出と電子申告が選択可能であり、電子申告の場合は eLTAX (地方税ポータルシステム) を使用することとなる。書面提出の場合は、当然にその申告内容を手作業で課税台帳に登録することとなるが、電子申告の場合も、eLTAX の申告データを e-Nais にそのまま取り込むことができず、書面提出の場合と同様に手入力により課税台帳登録を行っている。

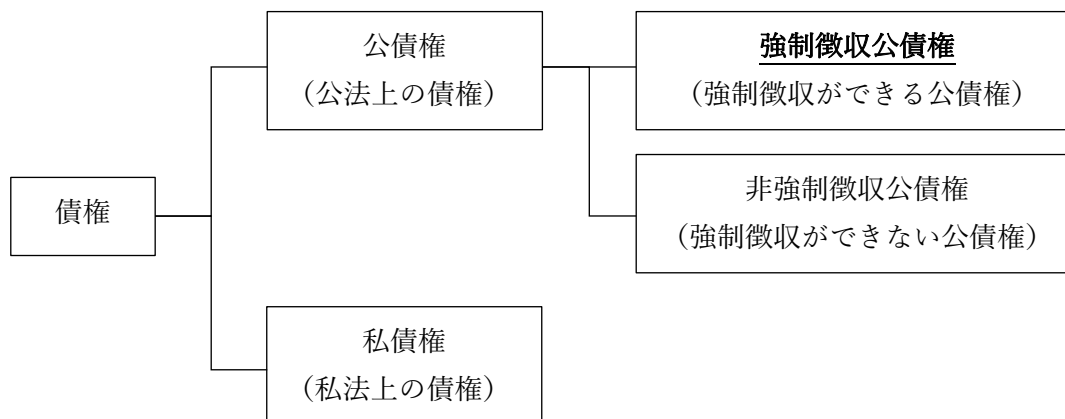
【意見】 固 17

総務省は、自治体システム等標準化検討会として税務システム等標準化検討会を開催し、令和 3 年に固定資産税を含めた税務システム標準仕様を作成した。今後これが地方公共団体システムの標準化基準として策定される見込みであり、各地方公共団体は、これを利用しなければならないこととされている（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」）。当該仕様には、登記済通知書データや償却資産申告書データの取込みも要件として含まれており、福井市も、標準仕様へ対応することにより、これらの機能を実装可能なものとする。今後の税務システムの標準化対応に積極的に取り組み、早期に業務の効率化を実現すべきである。

(3) 債権管理室が管理する債権 (P117)

債権管理室においては、市税に加えて、他の部署から移管を受けた市税以外の強制徴収公債権についても、回収を行っている。

【債権の区分体系】



具体的には、「福井市債権回収一元化に関する事務取扱要領」において、「公課（市税以外の市の債権のうち、国税または地方税の滞納処分の例により処分することができるもの）を所管する所属は、利用者負担額(保育料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、生活保護費徴収金、地方自治法に定める分担金のいずれかにおいて原則 20 万円以上の金額があり、かつ、滞納年度が過年度滞納者（現年度滞納のみの者は不可）であり、さらに、時効完成までの期間が最低 6 か月以上となっている債権について、債権管理室と協議の上、滞納者に対する滞納処分等事務を債権管理室に移管することができる」とされている。

なお、当該移管対象債権の条件について、令和 3 年 4 月 1 日以降は、「公課を所管する所属は、督促後 10 日を経過してもなお納付がない債権について、債権管理室と協議の上、滞納者に対する滞納処分等事務を債権管理室に移管することができる」とことと改正されている。これは、年課税額が 10 万円未満の者が一定数いること、滞納金額がより少ないうちに対応することが望ましいこと、後期高齢者医療保険料・介護保険料は徴収権の消滅時効期間が 2 年と税と比較して短いことなどの課題に対する解決を図ることなどを目的としている。

【意見】納2

福井市における債権管理室での一元管理対象債権は、強制徴収公債権のみとなっており、非強制徴収公債権及び私債権は対象とはなっていない。これは、非強制徴収公債権及び私債権を強制徴収公債権とともに債権管理室で一元管理した場合、地方税法第22条に規定される守秘義務に違反する恐れがあることが一因である。総務省は、必要な法改正がなければ、税情報を一律に利用した非強制徴収公債権及び私債権の回収には問題があるとの立場である。

非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権と比べて自力執行権の定めがなく、民事訴訟法、民事執行法の適用を受けるなど、専門性が必要となるため、各所管課で対応を図るよりも専門性を有する専門部署で一元的に管理する方法も考えられるが、現状の法律や福井市の管理システムの状況からは難しいとの結論となる。

債権管理室としては、非強制徴収公債権及び私債権について、専門的な知識が必要な場合は指導するなどの対応を行っており、このような対応は今後も継続して推進する必要がある。また、強制徴収公債権と併せた一元管理に関しては、今後の他の自治体や法整備の動向を注視し、継続的な検討が必要であろう。

債権を一元管理することによるメリットとしては、以下のようなことが考えられるが、ほとんどが税情報の利用に該当するため、法令違反となる可能性がある。

1. 債権者は地方公共団体であり、債権所管課ではないことから、一元化することが対市民との関係では明瞭化される。
2. 債権額合計で折衝でき、効率的である。
3. すべての債権について時効更新、執行停止・放棄ができる。
4. 自主納付する場合の充当順位が適正にできる。
5. ある債権で減額更正等により還付が発生した場合に、他の未納債権について差押えができる。
6. 滞納者が各所管課に行かなくてすむ（市民サービス向上）
7. 納付困難者の把握が容易になり、生活状況に応じた納付指導が可能になる。加えて、地域福祉等との連携による市民サービスの提供の可能性も検討できる。
8. 債権ごとに財産調査をする必要がなくなる。
9. 市外転出などの実態調査を債権ごとにする必要がなくなる。
10. 競売、破産事件の交付要求額に漏れがなくなる。
11. 債権ごとに催告書を発送しなくて済む。
12. 執行停止・債権放棄が公平・公正に執行できる。
13. 徴収に関する知識・経験が蓄積しやすい。
14. 滞納債権についての業務を債権管理室に集中することで、他の課は通常業務に専念できる。

(参考)

福井県内においては坂井市が、平成 26 年 5 月 1 日より税外債権回収の一元化を行うための税外債権管理室を納税課内に設置運用（令和 3 年 4 月 1 日より税外債権管理室の業務は納税課の税外債権管理係に業務引継ぎが実施されている）しており、当該税外債権は、市税以外のすべての債権とされ、非強制徴収公債権、私債権も含まれている。

<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/nozei/kurashi/zeikin/zeigai/ichigenka.html>

全国的にも一元管理を可能とする法改正の要望はあるが、総務省等は慎重な立場をとっている。

総務省「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」より抜粋

・熊本市からの提案

地方自治法第 240 条第 3 項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追記し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。

・総務省回答

地方税に関する調査等の事務に従事している者自身が私人の秘密を知ることが、地方税の賦課徴収に必要であり、地方税法の予想するところと考えられるが、その事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法の予想しない権利の侵害であると考えられる。ご提案の「非強制徴収公債権」、「私債権」は、その内容が多様であるため、一律に、私人の秘密をその意に反して利用できることとするには問題があると考えられる。

・全国市長会からの意見

公平性の観点から、税以外の債権の効率的かつ迅速な回収が必要である一方、税情報は納税者にとって秘匿性の高いものであり、納税者の信頼を得るために規定されている守秘義務への配慮が必要であることを踏まえ、税情報の活用について慎重に検討すること。

一方で税情報を共有できないことによる非強制徴収公債権及び私債権の回収に対する支障事例も挙げられており、全国的な議論の活発化が望まれる。

(4) 督促状に係るコスト (P139)

督促にあたっては、地方税法第 330 条において、「市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。」とされている。福井市では、福井市市税賦課徴収条例第 10 条により督促状 1 通について、50 円の督促手数料を徴収しなければならないとされている。

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
督促手数料	5,203 千円	5,087 千円	4,920 千円	4,982 千円	4,283 千円
単価 ※1	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円

※1：督促状1通あたり

【意見】納6

督促手数料については、昭和51年に郵便料金値上げなどを根拠として、20円から50円に引き上げがされている。その後、督促手数料についての見直しは実施されていない。現状の郵便料金を考えると、督促手数料50円は実費経費すら賄うことができていない状況である。

そのため、実費弁償的に、納税義務者に負担を求める趣旨であれば、督促手数料の値上げが必要になると考えるべきである。一方、督促手数料を徴収することで多大な事務負担が発生している場合には、督促手数料を0円にすることも考えられ、実際に督促手数料を徴収していない地方公共団体もある。

なお、近隣の中核市における督促手数料は、富山市0円、金沢市0円、甲府市0円、長野市100円、松本市100円、岐阜市0円、豊橋市100円、岡崎市0円、一宮市0円、豊田市0円、大津市100円となっている。

監査人としては、督促に係る追加的な事務負担をも考慮した督促手数料の水準とすべきと考えるが、福井市として、実費相当額とするために値上げを実施するか、事務負担を考慮しゼロとするか検討が必要である。現状の50円という水準は、現時点で特段の根拠があるとは言えない。

(5) 業務委託 (P141)

福井市では電話催告であるコールセンター業務について、平成28年度から平成29年度はエヌ・ティ・ティマーケティングアクト北陸支店に、平成30年度から令和2年度はHARVEY株式会社に業務委託を行っている。

業務委託契約に基づく業務の目的は、普通徴収の市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上及び累積滞納を防止するため、督促状発送後、期限が過ぎても納付が確認できない者に対し、電話での納付勧奨及び口座振替利用勧奨を行うこととなっている。

そのうえで、業務内容としては、①架電対象者の電話番号調査、②電話番号が判明した対象者への市税等納付勧奨業務、③上記②の業務に係る内容の記録、日次報告・月次報告の作成及び報告、④業務マニュアル、トークスクリプト及びFAQの作成、⑤業務従事者への教育訓練、研修の実施、⑥その他発注者が必要と認める業務となっている。

令和 2 年度における滞納者件数、電話番号調査件数、架電件数は以下の通りとなっている。

単位：件

項目	見込 A	実績 B	差異 C=A-B	C/A
滞納者件数	14,300	13,110	1,190	8.3%
電話番号調査件数	10,900	8,764	2,136	19.5%
架電件数	9,800	4,061	5,739	58.5%

【意見】納 7

コールセンター業務について、業務委託契約に基づく見込件数と実績とに大きな乖離が生じている。また、架電結果についても、納付済み、納付承諾の割合が減少傾向にある。業務委託契約による効率性の観点からは、事務負担の軽減などで効率的になっている面はあると考えられるが、業務委託による効果としての有効性に疑義がある実績となっている。

また、現在の電話番号調査についても、ハローページのデータ版での調査となっており、固定電話を持たない家庭世帯が増加している中では、当該調査の有効性は低下していると判断できる。事実として、電話番号判明割合の比率は年々減少傾向にある。

業務委託契約にあたっては、業務委託による事務コストの削減だけではなく、成果を分析評価し、その後の対策を求めていくことが必要である。また、SNS などの普及による電話という連絡手段の役割の変化により、コールセンター業務が現在の社会環境になじまないものになりつつあると考えられる。

業務委託の廃止を含め、業務委託契約を再検討すべきであるというのが監査人の意見である。

4. 納税者の利便性向上

(1) 収納方法の多様化 (P128)

福井市では、市税の納付方法として、①現金納付、金融機関等、②コンビニ(30万円以下のみ)、③口座振替、④納税組合、⑤アプリ決済 (PayPay、Line Pay、支払秘書)、⑥地方税共通納税システム (個人市・県民税の特別徴収、法人市民税のみ利用可能) による方法が構築されている。そのうえで、福井市では収納率の向上のため、口座振替の推進を図っている。

なお、口座振替、納税組合は、4税 (個人市・県民税 (普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税) のみ可能となっている。

【意見】 納 4

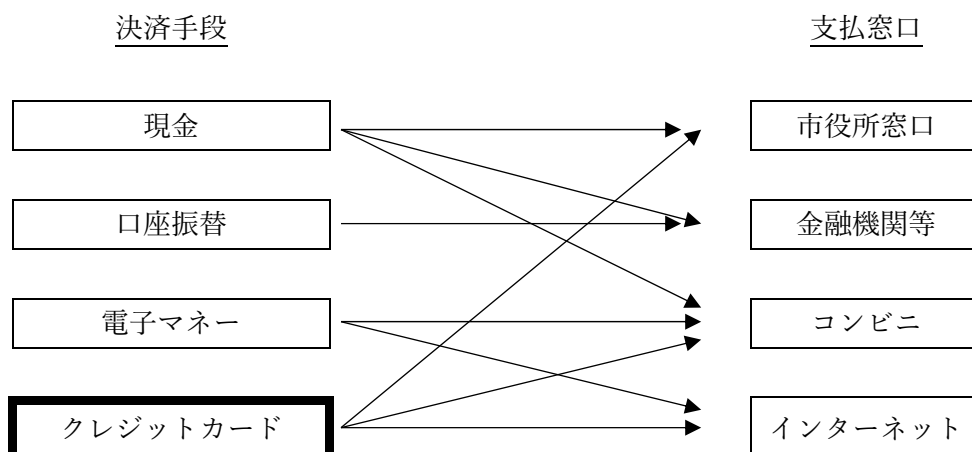
福井市では、納付方法について種類を拡充し、市民の利便性に配慮している。その結果、収納率の向上にもつながっていることが推測される。

納付方法として、クレジットカードによる収納の体制を整備している他の市町村もあるが、福井市では、令和3年度においてクレジットカード収納の導入を検討したものの、①利用者に手数料負担があること、②全国的に導入自治体が14% (令和2年7月現在) であること、③イニシャルコスト、ランニングコストが必要となることなどから導入されていない。

また、現在福井市が地銀ネットワークサービスからの依頼により整備している PayPay や Line Pay、支払秘書以外のアプリ決済については導入されていない。

今後も、費用対効果の検討及び国の動向を踏まえ、住民サービス向上の観点から、幅広い納付方法に対応できるようにシステム構築を含めた対応検討を継続的に進めていくことが必要である。

(参考) コラボレーションによる利便性の最大化



出典：「研究報告 新たな収納方法に関する考察 利用者利益の最大化をめざして 八王子市」

(2) 納税証明 (P159)

納税課における業務の一つである納税証明書交付業務に関して、現在、マイナンバー等を利用したコンビニでの交付対応は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しのみとなっており、納税証明書の交付は窓口でのみの交付対応となっている。なお、福井県内では鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町において、納税証明書のコンビニ交付が利用可能であり、福井市、大野市、あわら市、坂井市、永平寺町、若狭町において、納税証明書のコンビニ交付が利用できない状況となっている。（「地方公共団体情報システム機構のコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」の令和3年9月15日現在の情報に基づく）。

納税証明書の発行件数は、以下の通りである。

単位：枚、円

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
枚数	3,709	3,089	4,097	3,460	5,468
金額	1,112,700	926,700	1,229,100	1,038,000	1,640,400

注：福井市手数料徴収条例第2条により、300円/枚

【意見】納16

納税証明書について、現状、収納管理のシステムの都合上（収納消込に最大20日程度を要するため）、窓口のみでの交付となっている。

コンビニ交付など窓口以外での交付にはシステム改修に係る費用が掛かる一方で以下のようなメリットが考えられる。

- ・窓口以外での交付が受けられることによる住民サービスの向上。
- ・コンビニ等のキオスク端末で交付までの手続きすべてが実施されるので、窓口業務の負担減少。
- ・キオスク端末の管理は、コンビニが行うため、維持運用経費が発生しない。

費用対効果やマイナンバーカードの普及状況を注視しつつ、コンビニ交付など窓口以外での交付について対応を図ることが必要である。

5. 情報開示

(1) 市税概要 (P23)

福井市における市税概要は、市税の状況をまとめた資料であり、例年9月から10月に財政部税務事務所が発行している。令和3年度版（令和2年度の市税状況についてまとめたもの）は全82ページで構成されており、包括外部監査においても市税にかかる数値の参照に利用した。当該市税概要は名称が異なる場合もあるが全国の市町村において作成されており、近隣府県の中核市におけるホームページでの開示状況は以下の通りである。

令和4年2月1日時点の公表状況

地方公共団体名	公表状況	名称
金沢市	令和3年度 ホームページにて公表	市税概要
富山市	令和3年度 ホームページにて公表	税務概要
岐阜市	令和3年度 ホームページにて公表	市税概要
大津市	令和3年度 ホームページにて公表	市税概要

【意見】市2

市税概要について、福井市では令和3年度分までホームページ等での公表を行っていない。公表は法的に義務付けられているわけではないが、市税概要の内容は福井市の税務行政全般の概要を情報開示するために有用であると考えられる。なお、上記の通り、近隣府県の中核市においてはホームページにおいて公表されており、福井市においてもホームページで公表を行うことが望ましい。

(2) 固定資産税の減免基準の公表 (P84)

① 概要

福井市市税賦課徴収条例及び福井市市税賦課徴収条例施行規則の規定により、次に該当する場合は、所有者の申請により、固定資産を減免することができる。

減免対象	減免の割合
i) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する固定資産で自己の生活の用に供するもの	全部

減免対象		減免の割合
ii) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)	専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地	全部
	市長の承認を受けて設置した児童遊園の用に供する土地	
	路面上相当区間連続して設けられたアーケード及び街路灯	
	学校法人等、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人並びに社会福祉法人以外の者が設置した幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	
	不特定多数の人又は車の自由通行の用に供されている私道で公共の用に供する道路に準ずるものとして市長が必要と認めたもの	
	防火用貯水池及び防火用水槽の用に供する土地	
iii) 災害により著しく価値を減じた固定資産	被害の状況に応じた割合	
iv) その他特に市長が必要と認めるもの	市長が必要と認める割合	

② 減免対象となる資産の具体的取扱い(土地・家屋・償却資産)

減免の対象となる資産のうち、「その他特に市長が必要と認めるもの」(福井市市税賦課徴収条例施行規則 別表第 2(4))について、福井市は対象となる具体的な資産を「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」により定めているが、この取扱いは公表されていない。同取扱いにおいて減免の対象となる固定資産として定められているものには、例えば次のようなものがある。

区分	減免の割合
・自治会が所有し、又は貸与を受けて、公園、ごみ集積場、消防・防災施設の用に供する固定資産	全部
・宗教法人以外の者が設置する祠(ほこら)・地蔵堂等で、当該地域内外の不特定多数人の信仰の対象となっている固定資産	
・専修学校で、学校法人等以外の者が直接その教育の用に供している固定資産	1/2
・公衆浴場(入浴料金の統制を受ける普通公衆浴場に限る。)で、直接その事業の用に供している固定資産	2/3 (都市計画税を除く)

【意見】 固 4

「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」の内容は、減免の事務処理や事務的な判断基準というよりは、条例等で定める減免対象資産を追加的に規定しているものであると考える。現状では、福井市が現況調査等の際にこの取扱いに照らして減免可否の判断をしていることになるが、福井市が対象となる資産を見落とせば、所有者はそれに気付くことができず、減免の恩恵を逃し続けることとなる。また、減免措置は課税の公平性の例外的取り扱いであり、どのような場合に減免されるかを明らかにすることが課税の透明性の観点からも適当と考える。

「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」を公表することが適切であるというのが監査人の意見である。

